

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	産業建設常任委員会		会議場所 第3委員会室 担当職員 三宅
日 時	平成28年10月17日(月曜日)		開 議 午前 10 時 00 分 閉 議 午後 0 時 04 分
出席委員	小島、並河、齊藤、菱田、藤本、明田、湊 <西口議長>		
出席理事者	[まちづくり推進部] 桂部長、竹村事業担当部長 [都市計画課] 関口課長、鈴木副課長、都築担当副課長、谷主任		
出席事務局	鈴木係長、三宅主任		
傍聴者	市民 1名	報道関係者 名	議員 名

会 議 の 概 要

10:00

1 開議 (小島委員長あいさつ)

[事務局日程説明]

2 案件

(1) 開発許可権限移譲について (行政報告)

[まちづくり推進部入室]

[まちづくり推進部長あいさつ]

[都市計画課長及び都市計画課担当副課長より資料に基づき説明]
(パワーポイント使用)

~ 10:18

[質疑]

<湊委員>

本件については、いつ頃から計画してきたのか。

<都市計画課長>

約2年前、「知事と和い和いミーティング」をきっかけとして検討を始めたものである。市としても調整区域における人口減少対策、地域活性化等を踏まえ、そのような取組みをしていく必要性は認識しており、権限移譲によりすぐに調整区域の取扱いを変えることはできないが、そのような方向性をもって取組むこととした。

<湊委員>

大規模開発等の開発行為のほか、調整区域における対策等が考えられるが、その調整区域における対策を重視して取組むに至ったということか。

<都市計画課長>

市街化については、従来どおり未利用地の開発許可を行うことに変わりはなく、後者の関係で取組む方向性をもったものである。

<湊委員>

当然ながら権限移譲により業務量が増加することが見込まれるが、人員体制等をど

のように考えているのか。

< 都市計画課長 >

現在、南丹土木事務所で行われている当該業務の全てが移管されることにより、相当の事務負担を伴うことから、現体制では処理することはできず、組織・機構の協議により、新たな体制により対応していきたいと考えている。

< 齊藤委員 >

相談件数約260件に対して許可件数は13件という現状から、大変多くの要望があるにもかかわらずその実施件数は大変少なく、相談者の思いが反映されない開発許可になっている状況と思われる。本市において同様の取扱いとなれば、その事務量だけが増えることとなり、結果的に開発の成果が出ないことも考えられる。本市にとってよりよい制度となるよう望むものである。

また、小規模開発ではよくない事例も見受けられるので注意願いたい。所見を。

< まちづくり推進部事業担当部長 >

権限移譲により、市のコストは増加するが、その分、まちづくりの効果が発揮されるよう取組んでいきたい。特に課題としている市街化調整区域における人口減少等については、開発ができないという理由だけではなく、地域コミュニティや住みやすさの面からも対策が必要であろうと考えている。今回の権限移譲により市の実情に合わせた取組みが一層進むよう、まちづくりに生かせる制度としていきたい。

また、市内で行われている開発行為については、地域に迷惑のかからないよう指導には努めているが、今後も事前指導や市民からの問い合わせ等を含め、鋭意対応に努めていきたい。

< 明田委員 >

好ましくない開発行為については、これまでは一定、京都府の歯止めがあったものと思われる。市に権限が移譲された場合においても、その点はしっかりと対応願いたい。また、市が負担する事務量とはどの程度か。

< 都市計画課長 >

これまでの指導要綱に基づく運用が条例化されることにより、よりその効果は発揮されるものと考えている。また、市の事務量に関しては、現在、南丹土木事務所における人員体制が3名程度であることから、本市においても同様に3名程度の人員増を考えているが未定である。

< 明田委員 >

京都府からは、補助金を含めてそのような支援はあるのか。

< まちづくり推進部事業担当部長 >

補助金等はないが、京都府に対しては人的な支援を要望している。京都府においても前向きに検討いただいている。

< 都市計画課担当副課長 >

現在は準備期間として、京都府からは私が派遣されているが、来年度以降の配置はまだ具体となっていない。また、説明で申し上げた許可件数平均13件、相談件数約260件については、窓口でカウントした件数であるので、本市において260案件あるというわけではなく、同じ案件について複数の事業者に依頼するものであるから、重複する部分は多いということを注意願いたい。

< 明田委員 >

今回の権限移譲は、白地地域における開発許可には関係しないのか。

< 都市計画課担当副課長 >

都市計画区域外の白地地域の開発許可は、1ヘクタール以上、未満で線引きされることが決まっているので、それについて変わるものではない。また、山や林地につ

いては関連する他法令等により守られるものであり、それらも現状と変わるものではない。

<菱田委員>

P 5、「本市独自の提案基準の検討」とあるが、現時点ではどのようなことを考えているのか。

<都市計画課担当副課長>

これについては、開発審査会における基準を独自に設けることができるということであるが、開発審査会自体については、法律により都道府県、政令市、特例市等で設置されることとなり、本市で設置することはできない。よって開発審査会の案件については引き続き京都府の開発審査会に諮った上でということになるが、昨年度、国の方からは、地域の実状に応じたかたちでという考え方が示され、本市独自の基準を京都府の開発審査会の基準に加えることができるようになった。実際に市町村レベルでそのような運用が全国的にされているのかまだ詳細に研究できていないが、全国的な運用事例と本市のニーズを照らし合わせて、じっくりと検討していきたい。

<菱田委員>

条例には反映せず、一定の基準づくりの中で反映されるものと理解すればよいのか。

<都市計画課担当副課長>

それは条例とは別のことであり、例えば市街化調整区域における立地基準は、都市計画法第34条の各号に該当するものであるが、開発審査会の基準は同条14号が根拠とされている。一方、条例については同条第12号を根拠として提案するものであり、その根拠はそれぞれ異なるということである。また、条例制定により開発審査会に諮らずとも市の基準、判断により許可は可能となるが、あくまでも法の趣旨に基づいてのことである。ただし、独自基準の策定というツールはあるので、現在の京都府の審査会基準は京都府全域を視野にしたものであることから、そこに市独自の視点で基準を設けることにより、よりきめ細かに対応することができるのではないかと期待している。

<菱田委員>

その基準を策定される際には、議会に対して説明してもらえるのか。

<まちづくり推進部事業担当部長>

説明させていただく。なお、条例案の中では、市独自のものとして、既存集落の指定を加えようと考えている。その指定にあたっては、何軒で集落とみるのか、また、道路等公共施設のインフラが整っているかなど、一定の基準を設ける必要があり、その検討を行っている。ただし、市街化区域、市街化調整区域の線引き制度がある中のことであり、法の趣旨に照らしての対応として慎重に考えていきたい。

<並河副委員長>

京都府から市に権限移譲されることにより、その処理のスピードの差はどうなるのか。

<都市計画課担当副課長>

標準処理期間が定められており、京都府の土木事務所案件であれば約30日、大規模開発等の知事案件については44日とされており、実際はそこまでかかっていないと思われる。京都府では2段階とされているが、本市においては、期待値として両方合わせて30日程度になるものと考えている。また、開発許可に係る事前協議を指導要綱に基づき行っているが、そのフローの見直しも検討しており、現在よりはかなりスピードアップが図れるものと考えている。

<並河副委員長>

1カ月程度でできるということであれば、あえて本市で行う必要はないのではないか。市街化調整区域の課題は認識している。260件の相談に対して13件しか許可されない現状も踏まえた現状からは、拙速ではないかと考える。府の考え方としては各市町村に拡げていこうとしているのか。

<まちづくり推進部事業担当部長>

京都府の相談件数に関して、実際にはそのほとんどが事前に本市に相談に来られている状況がある。本市に来られて相談を受け、状況を把握した上で京都府に案内している状況から、その窓口が一つになることは、相談者にとっても大変メリットがあるものと考えている。

<都市計画課担当副課長>

京都府においてなぜ権限移譲が進んでいないのかはわからないが、端的に述べると手挙げ方式のスタンスであり、今回、そこに本市が手を挙げたということである。資料にあるとおり、全国的にみても権限移譲が進んでいないということは珍しいことであり、疑問を感じている。業務の質をみても、都道府県レベルというよりも、きめ細やかな対応ができるよう、その裁量が市町村に必要な時代へと変わってきている。他の都市計画業務と合わせて総合的に考えると、一方で線引き等を行いながら実際の制限行為をもてないというのは行政としてどうなのか、そういうことが根底にある中で、権限移譲は全国的に進んできたのではないかと考えている。

<並河副委員長>

市民サービスの向上の面からも市で相談に応じることには賛成するものであるが、やはり都道府県としての責任というものもあるので、一定その権限は残しておくべきと考える。

<齊藤委員>

調整区域の規制が本市の発展を妨げているものと考えている。規制ばかりではなく、本市をどのように発展させていくべきなのかを根本におくべきである。調整区域に企業を誘致できない状況も生じている。調整区域の撤廃に係るビジョンを京都府はもっているか。

<都市計画課担当副課長>

既に法律上決定していることなので、調整区域の撤廃はできない。昨年度、綾部市において撤廃されたような事例は、本市においては法律が変わらない以上できないということである。実際、調整区域に立地できないなどの課題はあるが、まずは優先順位としては何なのか、例えば、本市においては工業地域、商業地域がある中、それらが溢れかえって受け皿がないという状況であればというときに、順序としてはまずは市街化区域、そして調整区域と考え、調整区域ではその既得権を優先すべき面があり、そうして目的を分けて市全体の発展を図るのが都市計画であると考え

<藤本委員>

資料P4を見ると、近畿では京都府と奈良県のみが歴史的な制限があるからか、許可が遅れているように見受けられるが、やはり全国的に見ても遅れているということなのか。

<都市計画課担当副課長>

それは資料の読み違いであり、近畿各府県のパーセンテージとは、権限移譲を受けた市町村の比率であり、開発許可の件数を示すものではない。私見ではあるが、開発許可はそろそろ基礎自治体が担う業務ではないかということが、この資料からは読み取れるという見解である。

<藤本委員>

権限移譲により条例提案を予定されているが、しっかりと検討の上12月定例会に提案されるよう望む。

< 湊委員 >

要するに権限移譲により何をしたいのか。インター周辺の開発許可等の経過もこれまでにはあった。具体的な想定は。

< まちづくり推進部事業担当部長 >

広い意味では本市のまちづくりを進めたいということである。具体的な部分で言えば、例えば、篠インター付近の線引きにより工業系の用途区域は一定確保されているので、そこに重きはおいていない。どちらかと言えばやはり今、調整区域の集落の維持・保全が深刻な問題と考えており、当然、インター周辺についても今後の検討課題としているが、現時点ではやはり既存集落の方に重きをおいている。

< 小島委員長 >

質疑は以上とする。今後の進捗の展開、また方向性の方針等が出た際には、また報告の機会をもちたい。よろしく願います。

~ 10 : 55

[まちづくり推進部退室]

[休憩]

11 : 00

(2) 商業活性化について (商店街連盟との意見交換総括)

意見交換要旨等

関係条例の状況

今後の方向性について

< 小島委員長 >

前回の協議結果に基づき、本日は、当日の意見交換要旨を確認し、他自治体における条例事例や決算審査の事務事業評価結果等を踏まえ、意見交換の総括を行う。事務局より説明を。

< 事務局主任 >

総括として、別紙資料に基づき論点を整理のうえ、今後の方向性を協議願いたい。
(別紙資料 : 意見交換要旨・論点整理表・地域商業振興条例の全国事例等の説明)

11 : 25

< 小島委員長 >

論点整理表に基づき、3点抽出した提案事項の中から、委員会として取り上げて取り組むべき内容等、その方向性を議論したい。各委員の意見は。

< 明田委員 >

の提案事項に係っては、どちらかと言えば他人任せの感が否めない。やはり商店街自らの努力が必要と感じている。それが消費者にとっても良い印象を与えるものとする。

< 齊藤委員 >

の提案事項に係り、前回も述べたとおり、個店自らが知恵を絞るべき問題と考えている。活性化資金そのものは、画期的なアイデアだと考えるが、それによって何をどうしたいのかということが不明確である。「頑張るので資金を」というのは如何なものか。現実的に商店街だけでなく、本市の中には農業等においても切実な課

題がある中、市民から100円をというの理解が得られない。

<湊委員>

従前、市の補助施策等において、商店街単位で補助金を受けて取組みをされてきたが、個々の店の発展にはつながっていない。街路灯や花壇等、インフラの整備を行うのは公共性があることであるが、例えば商品券事業やイベント事業等は、全ての店に還元されるわけではない。日用的に手頃な店には行かれるが、その他の店には行かれない現状がある。

3点抽出した提案事項に関しては、委員会としての取組結果を商店街連盟に返すべきと考えるが、各事項について委員会の意見としてまとめていくということか。

<小島委員長>

商店街連盟との意見交換では、商店街の現状の課題やその解決策としての提案等の説明を受けたが、その答えまでは求められてはいない。

<湊委員>

当委員会としては状況を把握することを目的としたものであるが、せっかく提案されたことなので、委員会で議論した結果を返さないというのは何かみずくさいように受け取られるのではないか。議会としての対応を考えるべきである。

<齊藤委員>

の活性化資金の提案に関しては、先ほど申し上げたとおり、その目的・使途が不明確な中、行政として取組むには市民理解が得られない。

の企業の地元仕入等に関しては、戦略として地元食材を売りに展開しているフランチャイズ店もあり、その促進を図ることは必要かもしれないが、強制的事項にすることはできないであろうと考えている。また、商業団体への入会強制化についても同様に、強制できるものではないと考えている。大型店の加入等については、個店の全てがその商店街に加入されていることが前提にない限り、それを求めることはできないものと考えている。

については今後も考えていくべきである。

<小島委員長>

意見として、できる、できないという答えを今出すのは難しい。まずは今後の取組みの方向性としてどうすべきかを考えていきたい。

<藤本委員>

論点整理表に沿って、各提案事項について取組みの方向性を出していけばよいのではないかと考える。

に関しては、公平性の観点から厳しい。また、目的税の性質としても、受益者負担の原則があることから、市民全てに網をかけるようなことはできない。可能性としては、留意点にもあるとおり、ふるさと寄附金のメニューとして地域商業活性化を設定し、寄附を募るといったことが挙げられるが、そのためには、それを応援していただけるような取組内容を商店街連盟から明示してもらう必要がある。活性化するので寄附してくださいというのでは少し弱いのではないかと考える。

に関しては、やはり自由競争の保障等も配慮する中、強制的事項とすることはできないものとする。また、商工会議所等への入会に関しては、その条件等を把握する必要があるが、促進するよう会議所に申し入れることは可能かと考える。

に関しては、行政と商店街との意見交換の場は大切であり、今後、そのような取組みを継続し、方向性を見出していくことが必要と考える。

<明田委員>

商店街連盟はそもそもどのような経緯で設立されたのか、約款等も確認する必要があるのではないかと考える。

< 菱田委員 >

に関しては、当日も意見を述べたとおり、まずは個店なり各商店街がしっかりと取り組むことを表現して見せていただく中で、具体的にこのような部分で支援してほしいというようなことをいただくことにより、委員会として議論すべきものと考えており、もう少し動きを見せてほしい思いである。

に関しては、当委員会でも過去に条例関係の行政視察を行った経過もあるので、今回の要望事項とは少し外れるかもしれないが、研究材料として今後の活動の中で取り組んでいければと思う。

に関しては、議会や行政からどうこう言うことではなく、個々の団体に努力されてできる限り一体化した活動がなされるよう、自主的に取り組んでいただきたいというのが私の意見である。

< 湊委員 >

商店街連盟の経緯としては、やはり当時、大店対策として地元商店街対策に係る補助金が交付され、その受け皿として設立されたものである。

に関しては、先ほども述べたとおり、やはり補助金とは打ち上げ花火のようなもので個々の商店に還元されていないと考えている。基本的に無理な話で、大きな波紋を呼ぶこととなる。

に関しては、やはり地産地消の面からも、努力目標として出店される際にはお願い事として取り組むべきと考えている。今、企業誘致においても地域貢献ということを大きなテーマとされている。それにより、最近立地された企業では、地域貢献を理解されているが、従前の企業ではその理解が得られていない。この部分については委員会としても勉強して取り組むべきと考えている。また、商工会議所への入会条件等に関しては、その検討を議会ですべきものではない。

に関しては、菱田委員の意見のとおり、個々の団体に取組まれるものである。

< 並河副委員長 >

に関しては、地域経済活性化の行政施策として補助金が配分されているが、その部分をしっかりと見直す中で、必要な補助金について支援すべきものと考えている。

に関しては、市と商工会議所が連携して企業訪問を行い、加入促進を行うなどの取組みが考えられる。

に関しては、適宜懇談の場を設けて相互に実情を把握することも大事であり、地元の商業をどうしていくのかということを考えていかなければならない。個店それぞれが努力するのが一番であるが、それにどのように協力できるのかということが課題であると考えている。

< 小島委員長 >

以上の意見を踏まえると、各個店の努力がまず必要であるということが各委員とも共通する部分であった。委員会としては、今後どのように取り組むべきか、それについて意見はないか。

< 菱田委員 >

に関して、先方の提案趣旨と一致する、しないは別として、例えば企業に地元貢献を求めていくことなど、条例の調査研究については、積極的に取り組んでいければと考えるがどうか。

< 湊委員 >

本市における企業立地に係る要件として、そのような事項が、実際にどのように規定されているのか確認したい。

< 菱田委員 >

そのようなことも含めて、調査を行い検討していくという方向性をとることはどう

か。それによって、一つは商店街連盟の提案によって議会がこのようなテーマに着眼して取組むという方向性を持たたということ返すことができる。

<藤本委員>

企業誘致における奨励金制度等を活用して、優遇する施策はとれるが、地元仕入等の条件をつけてそれを満たさないと立地を認めないというような規制はできないものとする。あくまでも努力義務としてのものとなる。

また、以上の各委員の意見を踏まえ、3項目についてのそれぞれの考え方を返せるのではないかと。

<湊委員>

意見交換の後、委員会ではどのように議論しているか、委員長から会長に伝えていただければどうか。

<小島委員長>

議会報告会等では、意見交換の対応としてそのような申合せがあるが、今回の手続きについて事務局の見解は。

<事務局主任>

商店街連盟から当委員会の検討結果について求められているならば、書面・口頭での対応等、その手続きを考えていくべきである。

なお、当委員会でこれまで行われてきた意見交換会では、課題としているテーマについて、関係団体等からの意見聴取を進めることにより、現状を的確に把握することを目的とされている。その個々の過程において、その都度相手に検討結果を返していくのか、若しくは継続して取組む中で、一定の方向性を見出せた段階で委員会の意見としてまとめるのか、又は基本的なこととして、委員会の活動状況は会議録として公開していることなど、色々な考え方があるので、どのように取扱うのか、この場で協議のうえ整理願いたい。

<小島委員長>

これまで、商工会議所工業部会や観光協会、商業協同組合との意見交換を行い、それら関係団体の意見聴取を通じて、当委員会の調査活動に生かしてきた。商業活性化という面では、継続的な取組みとして各関係団体の意見聴取も進めていくべきであり、今回の提案に対して今、具体的な答えを出すことは難しい。

<湊委員>

それでは、商店街連盟の会長は、当委員会の動きを待っておられると思われるので、地元として私の方から、以上のような意見のあったこと、特に については委員会としても積極的に取組む方向にあるというようなこと、その上で、さらに具体的ことについては直接委員長に問い合わせてもらいたいことを伝えておきたいと思うが、それでよいかと。

<小島委員長>

他に意見は。

<藤本委員>

それでよいかと考える。当委員会の議論の経過を聞いていただき、さらに商店街連盟として検討を加えられた上で、改めて回答がほしいというときに、その対応については協議していけばよいのではないかと考える。

<小島委員長>

それではそのように対処することとする。先般の意見交換を踏まえた中で、改めてまたそのような機会をもつことも考えられる。

それでは、以上を総括として、今後の月例開催等で適宜継続して取組むことを方向性としてほしい。(了)

< 湊委員 >

の事項に係り、先ほど申し上げた企業立地の条件整備等について事務局において調査願いたい。

< 小島委員長 >

それでは、その調査を願いたい。

< 明田委員 >

商店街連盟の約款も確認したいのだが。

< 菱田委員 >

私も先ほど当委員会における過去の行政視察の事例を述べたので、その事例を調査願いたい。

< 小島委員長 >

各委員から意見のあったことについては事務局を通じて確認しておきたい。

3 その他

(1) 次回の開催予定について

< 事務局主任 >

次回の月例開催において、土木建築部から J R 亀岡駅前駐車スペース等の対策に係る行政報告の申し出を受けているので、案件に取り上げていただきたい。その場合、時期としては 1 1 月下旬で調整願いたい。

< 小島委員長 >

それでは、開催日時は 1 1 月 2 5 日 (火) 午前 1 0 時としたい。当日午後からは議員団研修が予定されている。

< 事務局主任 >

当日は午前 1 1 時より、議運の事前調整が予定されている。

< 小島委員長 >

他に意見がなければ、当日の午前 1 0 時から 1 時間の範囲で開催することでどうか。案件としては、事務局説明のとおり行政報告を受けることとしたい。(了)

< 事務局主任 >

先ほど意見のあった商店街活性化に係る確認事項についても、その際に資料配付等で確認することでよいか、確認願いたい。

< 小島委員長 >

そのようにしたいがどうか。その他必要に応じて時間の範囲内で協議していきたい。調整等は正副委員長に一任願いたい。

(了)

散会 ~ 1 2 : 0 4